

## 訴訟提起前の警告状送付義務



著者：Vladimir Biriulin<sup>1</sup>

編者：黒瀬 雅志<sup>2</sup>

ロシアの知的財産法である民法典第4部が改正され<sup>3</sup>、損害賠償請求訴訟を商事裁判所に提起する前に、権利者は侵害者に対して警告状を送付しなければならなくなった(民法1252条5.1項)。

### 【知的財産権侵害における救済措置】

ロシアにおいて知的財産権の侵害行為がなされた場合には、権利者は民事的救済措置、刑事的救済措置及び行政的救済措置を求めることができる。

民事的救済措置を求める場合には、裁判所に訴訟を提起しなければならないが、ロシアには普通裁判所と商事裁判所(仲裁裁判所とも称される)がある。訴訟当事者の一方が自然人である場合には、普通裁判所が管轄となり、両当事者が法人又は個人事業主の場合には商事裁判所の管轄となる。

今回の法改正で知的財産権侵害訴訟の実務に変更があったのは、商事裁判所に損害賠償請求訴訟を提起する場合である。

### 【民事的救済措置】

知的財産権者は、裁判所に対して以下の申し立てをすることができる(民法1252条1項)。

1) 対象となる知的財産権の有効性の確認

対象となる知的財産権の排他的権利を否認する場合への対抗手段として、有効性の確認を求めることができる。

2) 侵害行為の中止

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

3 商事訴訟法(Commercial Procedure Code)の改正(2016年3月2日連邦法No.47-FZ、2016年6月施行)により、商事裁判所に民事訴訟を提起する場合には、事前に被告に対し警告状を送付することが義務づけられた(商事訴訟法4条5項)。知財権侵害訴訟については、民法第4部の改正(2017年7月1日)により、損害賠償請求訴訟提起前に、侵害者へ警告状を送付する義務が明記された。

### 3) 損害賠償請求

損害賠償請求の対象には、実際の損害、逸失利益の他に、訴訟のための代理人費用を含めることができる。

損害賠償請求を行う場合には、原告はその損害額についての立証責任がある。この損害額の立証は容易ではないことが多いことから、例外的に商標権侵害、著作権侵害及び著作隣接権侵害の場合には、損害額の立証を行うことなく金銭的補償を求めることが認められている（民法1301条、1515条）。また、その後の改正により特許権、実用新案権及び意匠権侵害の場合にも金銭的補償請求権が認められるようになった<sup>4</sup>（民法1406条の1）。

4) 侵害品および侵害品の生産に使用された設備などの廃棄

5) 正当な権利者を記載した判決の公表

商事裁判所に損害賠償請求訴訟又は金銭的補償請求訴訟を提起する際には、訴訟提起前に侵害者に対して警告状を送付し、その警告状の写しを訴状に添付しなければならない（商事訴訟法126条）。送付済みの警告状が添付されていない訴状は裁判所に受理されない（民事訴訟法129条1項）。

## 【訴訟提起前の警告状の送付】

侵害の証拠を確保した後、権利侵害行為の中止、損害賠償金の支払い請求等を記載した警告状を侵害者に送付する。警告状には、侵害品の特定、侵害する理由等を記載しなければならない。

訴訟提起の際には、その前に被告に警告状を送付した証拠を提出しなければならないので、侵害者への送付は書留便（registered mail）で行うのが望ましい。

警告状を送付したにもかかわらず、侵害者が権利者の要求を拒否（一部拒否も含む）又は送付の日から30日以内（契約書で別の期間を定めていない場合）に何ら回答しない場合には、権利者（原告）は商事裁判所に損害賠償請求訴訟又は金銭的補償請求訴訟提起することができる（民法1252条5.1項）。

なお、商事裁判所に民事訴訟を提起する場合、原告は裁判所に提起する前に、訴状及び添付書類（警告状の写しを含む）のコピーを被告に送付しなければならない<sup>5</sup>（商事訴訟法125条3項）。

## 【税関での水際措置と警告状送付】

ロシアにおいて、並行輸入品を税関で差し止めする場合には、輸入者に対し民事訴訟を提起する必要がある。この場合、損害賠償請求を行うことも可能であり、輸入禁止と損害賠償を請求する場合には、提訴前に輸入者（被告）に対し警告状を送付する必要がある。

実務的には、税関が差し止めした貨物をリリースしないように、裁判所に民事訴訟を提起する前に仮処分申請を行うべきである。

---

4 2014年3月12日連邦法No.35-FZ

5 商事裁判所に提訴する事案は、法人又は個人事業主など、経済活動を行っている者が経済紛争を解決するためになされるものであるため、原告が書類のコピー代金、書類の送付費用などを負担するという考えに基づいている。普通裁判所に提起される事案は、個人が当事者となるため、訴状の副本などは裁判所が被告に送付する。

## 【警告状の送付義務がない場合】

裁判所に民事訴訟を提起する場合でも、以下の場合には警告状を事前に送付する義務はない。

- 1) 当事者の一方が個人の場合、民事訴訟を普通裁判所に提訴することになる。この場合には、提訴前に警告状を送付する義務はない。
- 2) 損害賠償請求、金銭的補償請求を行わない場合

例えば、差し止請求、仮処分申請あるいは侵害に供した装置、材料などの廃棄請求のみであり、損害賠償請求、金銭的補償請求が含まれない場合には、提訴前に警告状を送付する義務はない。

## 【侵害者に対する警告状送付】

ロシアにおいては、訴訟提起前に警告状を送付することにより侵害事件が解決することが多く、民事訴訟を提起する前に警告状の送付を義務付けたことは、このようなロシアの実情を考慮したものである。今回の訴訟実務の変更により、裁判所に提訴される前に事件が解決されるケースが増えるものと期待されている。

ロシアにおいて、知的財産権の侵害事件は、侵害者が侵害していることを知らなかったり、侵害行為が重大なことではないと思っていたりするケースが多く、警告状を受け取ることで侵害を中止することが多い。ロシアにおいて知的財産権侵害への対処方法として、警告状の送付は有効な手段である。



ロシア知的財産裁判所（モスクワ）